



2018年度申16号ダイヤ改正検証及び諸設備に関する申し入れ第7項中断再開 問題なく徒歩時間が含まれていたのに なぜ自動車便乗の時間を変更するのか？

2月3日2018年度申16号ダイヤ改正の検証及び諸設備に関する申し入れについて中断となっていた第7項の交渉を再開しました。前回の交渉では業務指示により業務を行っていることについてノーペイであるとの会社説明に対して、組合側として到底認めるわけにはいかず再度調査した上で交渉を再開することを確認していました。

【2018年度申16号】

7. 運転士折り返し時間における長岡運輸区場面の自動車便乗に関わる出先点呼不要に乗務開始前及び乗務終了後に2分加算すること

■ 交渉要旨 ■

- (会社) 長岡（輸）の乗務終了後の点呼無しの折り返し11分の中身は①長岡駅から長岡運輸区までの徒歩②長岡駅からタクシー乗り場までの徒歩。①②ともに11分なので単独表記になっている。従って長岡駅からタクシー乗り場までの徒歩時間は付いているため、3232行路で言えば1731M着後からタクシー便乗まで時間が空いているが乗り場までの時間は付いている。点呼ありは4分計上されるが、点呼無しはそもそも時間が計上されているので0分ということではない。
- (組合) タクシー乗り場までの徒歩時間が含まれていることは初めて示された考えでどこにも記載がない。他の箇所でも新しい解釈が出てくることを危惧する。前回の交渉でこの内容を示してくれていれば中断する必要はなかった。ノーペイとの説明であったため組合は問題視した。
- (会社) 勉強不足であり申し訳なかった。ルール上は問題なかったが3232行路は1731M着後直接タクシー便乗とするように変更する。
- (組合) 会社の説明が正しいのであれば3232行路は何も問題ない。我々の要求は2分付けることであったが、そもそも11分に含まれているのであれば、現場と調整して昼食をとれるようにしたのに、食べられないように変更する理由が理解できない。

前回交渉では前列車からタクシー便乗となる時に長岡運輸区で昼食時間を設けるために、現場とノーペイで処理するとの説明であったため私たちは働く側にとっても働かせる側にとっても認めるわけにはいかないので労働時間の付与を求めました。今回労働時間として付与されていると説明でしたがそうであれば、行路内容を変更する理由は何なのか。今後の交渉で強く明確な説明を求めます。